

聖籠町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月6日

聖籠町長 西 脇 道 夫

### 聖籠町規則第3号

#### 聖籠町財務規則の一部を改正する規則

聖籠町財務規則(平成3年聖籠町規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「1.08」を「消費税及び地方消費税の税率」に改める。

第83号様式の1中「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77第2号及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。」を削る。

第83号様式の2中「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77第2号及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に108分の8を乗じて得た額である。」を削る。

第83号様式の3中「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77第2号及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金の額に108分の8を乗じて得た額である。」を削る。

第83号様式の4及び第84号様式の1中「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77第2号及び第72条の83の規定により算出したもので、上記金額に108分の8を乗じて得た額である。」を削る。

第84号様式の2中「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77第2号及び第72条の83の規定により算出したもので、委託料に108分の8を乗じて得た額である。」を削る。

第84号様式の3中「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77第2号及び第72条の83の規定により算出したもので、請負金額に108分の8を乗じて得た

額である。」を削る。

第84号様式の4中「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77第2号及び第72条の83の規定により算出したもので、上記金額に108分の8を乗じて得た額である。」を削る。

第85号様式の1中「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77第2号及び第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。」を削る。

第85号様式の2中「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77第2号及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金の額に108分の8を乗じて得た額である。」を削る。

第88号様式の1及び第88号様式の2中「に108分の100を乗じて得た」を「から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた」に改める。

第88号様式の3から第88号様式の8までの規定中「当該金額の100分の8」を「消費税及び地方消費税」に、「の108分の100に相当する」を「から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた」に改める。

第89号様式の1及び第89号様式の2中「 $=① \times 100 / 108$ 」を「(①の税抜価格)」に、「 $=③ \times 100 / 108$ 」を「(③の税抜価格)」に改める。

第90号様式の1から第90号様式の3までの規定中「8%」を「消費税及び地方消費税」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の聖籠町財務規則の規定は、令和元年10月1日から適用する。